

三戸町で発生した廃棄物運搬車両とミニバイクの衝突事故について

1 経緯

- ・ 8月6日、午前10時50分頃、三戸町大字川守田字大清水の国道104号交差点において、県が普通産業廃棄物の収集運搬・最終処分を委託している三戸ウェイストパーク県境再生共同企業体に所属する運搬車両と、三戸町在住の女性（70歳）が運転する原動機付自転車、いわゆるミニバイクが正面衝突する事故が発生。
- ・ この運搬車両は、不法投棄現場で廃棄物を積込みした後、三戸町にあるウィズウェイストジャパン三戸事業所に向かう途中、国道104号から国道4号に向かう側道に右折しようとしたところ、三戸町中心部方面から直進してきたミニバイクと衝突。
- ・ 相手方は左大腿骨、右ひざ及び右手親指を骨折し、全治6週間の重傷。
- ・ 事故に伴う廃棄物の飛散・流出はない。

2 県の対応

- ・ 当該車両による午後の運行を中止するとともに、同共同企業体の運搬業者4社に対し、当日の運搬業務終了後、安全教育の実施を指示。（4社とも当日中に実施）
- ・ 8月7日、県境産廃の運搬・処分を委託しているすべての共同企業体・事業者に対して、交通安全の徹底を求める指導文書を出すとともに、すべての運搬ルートについて、抜き打ちの追走を実施。
- ・ 8月8日、処分業者、運搬業者、現場工事業者等が参集する工程会議において、すべての運搬業者に対して、安全教育の実施を指示。（全社とも8月12日までに実施）
- ・ 当該事故については、運搬車両側の不注意の度合いが大きく、結果として相手方に負傷させたこと、運行管理センターの指示が一部不適切であったことから、共同企業体全体の問題ととらえ、8月8日付けで、同共同企業体に対し、8月11日から8月24日までの2週間、運搬・処分業務の委託停止を通知。
- ・ 同共同企業体では、業務停止期間中に再度安全教育を実施し、8月20日付けで、事故の再発防止対策の強化を各運搬業者に指示した旨の文書を県に提出。
- ・ 県では、当該文書の内容を踏まえ、同共同企業体代表者に対して、2度と事故を起こすことのないよう厳重注意するとともに、安全対策を十分講じるよう指示した上で、8月25日から搬出を再開。